指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 ： 株式会社カナデビアエンジニアリング
代表者及び住所 大阪府大阪市大正区鶴町2－15－26
代表取締役 森本 智

2. 指名停止措置期間 ： 令和8年10月30日から令和8年11月29日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 ： 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 ： 株式会社カナデビアエンジニアリングは 建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。
これらのことが、建設業法第28条第1項本文に該当することから、令和8年6月19日付けで近畿地方整備局から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由 ： 株式会社カナデビアエンジニアリングが建設業法の規定より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

（建設業法違反行為）
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局
総務部契約課 TEL：06－6942－1141
契約課長 柳原 宏明 （内線 2511）
建設専門官 古原 悟 （内線 2512）